

令和4年度において静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格及び一般業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格について、静岡県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年静岡県規則第74号）第2条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月10日

静岡県知事 川勝平太

1 営業種目及び調達する物品等又は役務の種類

競争入札に参加することができる資格（以下「競争入札参加資格」という。）の営業種目名及び調達する物品等又は役務の種類例示は、次のとおりとする。

営業種目	主要取扱品目等（例示）
文具・事務機器類	文房具、事務用品、事務用機械器具（刻印機、シュレッダー）
電子計算機	計算機、各種コンピュータ、コンピュータ周辺機器、ソフトウェア
コンピュータ用品	記録メディア、連続用紙、OA関連機器、OA用品
複写機	ジアゾ式複写機、電子複写機、複合機、デジタルコピー機、プリンター、スキャナー
印刷機	オフセット印刷機、凸版印刷機、平版印刷機、デジタル印刷機
図書	書籍、雑誌、通信誌、追録、地図
紙	和洋紙、印刷用紙、特殊紙、情報用紙、板紙
教育用機械器具	教材、美術教材、教育機械、理科実験機器、実習用機械、遊具、視聴覚教育機械、DVD教材、保健室用品、保育用教材、模型
音楽用品	楽器、楽譜、CD、DVD、BD（ブルーレイディスク）
スポーツ用品	体育器具、武道具、運動着（スポーツウェア）、スポーツ用品
スチール家具製品	スチール製品（書庫、机、金庫、キャビネット、棚、家具類）
木工製品	木工家具、什器類、木工製品
寝具	ふとん、毛布、敷布、タオル
インテリア用品	絨毯、カーテン、ブラインド、椅子カバー、ゴザ、壁紙、どん帳、簡易間仕切り、暗幕
テント・シート	テント、シート
旗・腕章	旗、腕章、染め物
繊維・被服	制服、作業服、事務服、白衣、肌着、合羽、靴下、軍手、縫糸、制帽、作業帽、運動帽
靴・履物	革靴、作業靴、安全靴、ゴム長靴、運動靴、地下足袋
かばん	かばん、バッグ
看板類	看板、掲示板、表示板、黒板、のぼり、たれ幕
広告用品	マスコット、啓発用品（選挙・交通安全等）

時計・貴金属	時計、貴金属
写真機材	カメラ、撮影機、映写機、写真材料、DPE、フィルム（医療用を除く。）
バッジ・カップ	バッジ、カップ、トロフィー、盾、ワッペン、ネームプレート、鑑札、階級章、金ボタン、リボン、記章
印章類	印章、ゴム印
自動車及び付属品	自動車（乗用、貨物、二輪、軽、特殊）、タイヤ、チューブ、バッテリー、その他自動車部品、自動車用品
自動車修理	自動車修理を主とする者に限る。
自転車・雑車	自転車、原動機付自転車、リヤカー、その他の運搬車
船舶・航空機	船舶（総トン数20トン未満）、ボート及びその部品、航空機の部品等、ドローン
燃料	ガソリン、重油、軽油、灯油、LPガス、天然ガス、潤滑油、航空機用燃料
測量用機械器具	土木建築用測量機械器具
計測測定機械器具	気象観測機器、環境測定機器、電子測定機器、メータ計器類
理化学機械器具	分析機器、試験実験機器、電子顕微鏡、光学機器、殺菌機
医療用機械器具	医療用機械器具及び医療用材料（医療用フィルム等）、介護用品
工作用機械器具	旋盤、プレス機械、研削機、切断機、溶接機、木工機械、電動工具、フライス盤
産業用機械器具	クレーン、ポンプ、バケット、コンベアー、自動車整備用機械、空調機
建設用機械器具	ブルドーザー、ロードローラー、パワーシャベル、クレーン、バイブレーター、削岩機、杭打機、ランマー
農林水産用機械器具	耕うん機、草刈機、搾乳機、選果機、集材機、魚群探知機
通信用機械器具	電話交換機、放送用機器、無線機、ファクシミリ、電光掲示板、Wi-Fiルーター
産業用電気機器	発電機、モーター、変圧機、配電盤、整流器、自動制御装置、施設用電気機器（冷蔵庫、掃除機、洗濯機、エアコン、照明機器等）
家庭用電気機器	ラジオ、テレビ、録画再生機、冷蔵庫、掃除機、洗濯機、扇風機、エアコン、ストーブ、照明機器
厨房用機械器具	調理台、流し台、調理用機器、レンジ、湯沸器、浴槽、風呂釜
塵埃汚水処理器具装置	汚水処理装置、集塵装置、ゴミ処理器
木材	木材、合板、竹材、丸太
鋼材	鉄鋼、鋼材、鋼管、鋼矢板、鋼材二次製品（ガードレール、ワイヤーロープ、鉄蓋等）

砂・砂利・セメント	アスファルト、コンクリート、セメント、土類、砕石、砂利、コンクリート製品（ブロック、塀、パイプ等）
管工事資材	鉄管、鉛管、パイプ足場、ビニール管
電気工事資材	電線、電線溶接材料、絶縁材料、照明材料
仮設資材	組立物置、組立ハウス、仮設トイレ、仮設用資材
農林水産資材	農薬、肥料、飼料、園芸用品、飼育器具、農業用ビニール、種苗、樹苗、狩猟用器具、狩猟用品
道路標識	道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯
陶器・ガラス	陶器、ガラス
ゴム・ビニール製品	ゴムホース、ゴムシート、ベルト、ビニールシート、防振ゴム、オイルフェンス、ゴム防舷材、サクシオンホース、その他合成樹脂製品
医薬品・衛生材料	医療用薬品、家庭薬、予防薬、血清、脱脂綿、歯科材料、動物用薬品、各種試験紙、医療用ガス
工業薬品	硫酸、苛性ソーダ、塩素、脱臭剤、凝集剤、試薬、活性炭、工業用ガス
防疫剤	殺虫剤、殺そ剤、除草剤
塗料	塗料、顔料、溶剤、接着剤
消防保安用品	消火器、ホース、消防ポンプ、避難器具、救命器具、ヘルメット
警察用品	警棒、帯革、手錠、捕縄、鑑識用機械器材
建築金物	大工道具、工具、アルミサッシ、アルミ戸棚、トタン
荒物雑貨	家庭用金物、荒物、雑貨類、石けん、食器、掃除用具、ポリ袋、洗剤、ワックス、鍵・錠前、トイレトーパー
食料品	茶、酒、菓子、果物、防災用備蓄食料
百貨店・総合商社	全品目（ただし、総合商社については定款に定める範囲）
不用品等の買入れ	不用品（鉄、非鉄屑、木材、紙屑、繊維屑、機械、船舶等（許可を受けたものに限る。）、生産物、遺失物
物品賃貸	物品の賃貸
物品保守・修繕	物品の保守・修繕・保険
動物	牛、豚、鳥、魚、実験用動物
その他	上記のいずれにも属さない物品の販売
一般印刷	活版印刷、オフセット印刷、タイプ印刷
フォーム印刷	電算用連続帳票、OCR用紙、OMR用紙
特殊印刷	シルクスクリーン印刷、点字印刷
地図印刷	地図印刷
製本	製本を主とするもの
複写・航空写真	青写真、コピー、マイクロ写真、青焼、航空写真、図面作成、写図

版下製作	印刷物のデザイン・編集・版下の製作
------	-------------------

広告代理	新聞広告、テレビ広告、ラジオ広告、駅吊広告、Web広告、新聞折込やパンフレット等を用いた広告、ホームページ制作
イベント	イベント・講演会・講座の企画、会場設営、運営（技術的業務を含む。）
車両運行管理	スクールバス等運行管理
映画・ビデオ製作	映画、ビデオ、スライド製作
運送	事務所移転、美術品輸送、物品等輸送（宅配便を含む。）
給食	調理員派遣、調理全般（材料調達を含む。）
総務事務	事務機器操作、ファイリング、財務処理に係る人材派遣業務、通訳・翻訳業務、コールセンター運営業務
調査	市場調査、世論調査、交通関係調査（建設関連の調査は除く。）、環境計画、防災計画、健康・福祉計画

## 2 競争入札参加資格及びその審査

競争入札参加資格を申請できる者は、次の要件を全て備えていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同政令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、同項に規定する期間内で、静岡県が相当と認める期間を経過した者はこの限りではない。
- (2) 資格審査申請書の提出日における、継続して同一の事業を営んでいる年数が1年以上であり、12か月分の決算が確定していること。
- (3) 都道府県税（法人にあっては法人事業税及び法人都道府県民税、個人にあっては個人事業税に限る。以下同じ。）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること。
- (5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

### 3 申請の方法

#### (1) 申請の時期

随時

#### (2) 照会先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県出納局用度課 電話 054-221-3240

#### (3) 申請書の入手方法

静岡県ホームページからのダウンロード、又は出納局用度課における配布とする。

#### (4) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、出納局用度課に提出すること。

ア 知事が別に定める営業概略書

イ 最近1か年における都道府県税について滞納のないことを証する納税証明書

ウ 最近1か年における消費税及び地方消費税について滞納のないことを証する納税証明書

エ 法人にあっては登記簿謄本、個人にあっては知事が別に定める誓約書

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類

カ 知事が別に定める財務諸表又は所得税の確定申告書の写し

キ 知事が別に定める使用印鑑届

ク その他知事が指示する書類

#### (5) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書、営業概略書、使用印鑑届、誓約書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

### 4 資格審査結果の通知

「競争入札参加資格審査結果通知書」により通知する。

### 5 資格の有効期間及び更新手続

#### (1) 資格の有効期間

資格を認定した日の翌日から令和5年8月31日までとする。

#### (2) 資格の更新手続は、次の定期の資格審査において行うものとする。